

県営繕課と電業協会との意見交換会議事録（29年度）

- 1 日 時 平成29年11月15日（水）13時30分から
- 2 場 所 県庁 第二庁舎 4階 第32会議室
- 3 出 席 者

・鳥取県 （8名）

総務部	営繕課	参事監兼課長	宮 脇	儀 裕
		参 事	下 田	悟
		参 事	末 好	正 名
		課長補佐	松 村	謙一郎
		課長補佐	岩 村	英 明
		課長補佐	西 山	孝 志
		係 長	垣 田	哲 也
		係 長	瀬 戸	邦 彦

鳥取県電業協会 （8名）

会 長	伊 藤	憲 吉
副会長（東部支部長）	岡 本	安 量
副会長（中部支部長）	長 田	昭 人
理 事（中部副支部長）	寺 地	建
理 事（西部副支部長）	金 山	福 雄
監 事	宇佐見	明
政策・経営副委員長	坂 本	謙次郎
事務局長	太田垣	順

1 挨拶

（伊藤会長）午前中の3団体意見交換会に引き続きよろしくお願ひしたい。
（宮脇参事監）忌憚のない意見交換を行い、意思疎通を図りたい。

2 意見交換会

【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。
結論が出ないもの、最終決着しなかったものも有るが、要点のみ記載した。

（1）入札について

総合評価において配置技術者の施工実績で国または県工事の5年以内での実績者は非常に少なく、これからの先の資格取得をした若者でも経験できる工事発注、入札方式を求めます。

(県) 現場代理人としての実績も認める。3,500万円未満の工事では実績条件として求めない。施工実績は民間工事も認めるなどして条件を広げて工事発注している。

(協会) 技術者不足の折、秋口になると次に落札したい工事があっても配置技術者候補を置いておけない。実績年数を長くとってもらうことはできないか。

(県) 工事成績の有効期間が現在より長かった際、良い工事成績を持つ技術者がいる会社が入札で有利となる現象が長期間続くことになるため、短いほうが良いという要望で5年となったもの。協会の要望に沿うようにしたいが、熟慮された方が良いのでは。今日のところは保留とするので年内には回答頂きたい。

(協会) 後日回答する。(後日、伊藤会長より現状の5年で良いと電話回答)

(2) 発注時期の平準化について

年度当初に仕事がない。端境期のない発注をして頂きたいです。

(県) 営繕工事では、前年度設計等により次年度の早期発注に努力しているところだが、単年度予算が基本となっていることから、年度当初において工事の切れ目が生じることについてはご理解いただきたい。

(協会) 会社も年間の仕事量を考えて雇用しているのでよろしく願います。

(3) 電気設備工事の元請け発注について

エアコン増設に伴い電気設備の増設が必要な場合など、工事の内容や金額割合によっては電気設備工事を元請けとして発注して頂きたいです。

(県) 県としては建設業法の取り扱いに沿って取り扱っている。従ってエアコン工事を電気設備で発注することは考えていない。

以前、板金工事業協会より雨漏り等を引き起こすとして太陽光発電パネルの施工を同工事に発注してほしいとの依頼があったが、同様の理由で整理している。

(4) 積算時の資料について

機器類等で見積り徴収し積算に反映させたものは見積もり徴収業者を公開するようにして頂きたいです。

見積り徴収にあたり、入札参加業者より見積り依頼があった場合、全社に見積りを提出できるか確認してほしいです。(過去に1社引き合いがあった場合、他社には見積書の発行ができないとの事例あり)

(協会) 中央監視盤、警報表示盤、電気式融雪装置等の特殊な製品の場合に、見積りに応じてくれない。競争を嫌っていること、品質が確保できないとして特定業者にしか見積もらない等が理由らしい。

(県) 建築でも同様な例があるようだ。

県では原則として見積もりを取る設計者に対し、どの業者でも見積もり頂ける相手か確認しながら採用している。同様な事例が発生すれば教えてほしいが、県としては民々取引などで介入できないことは理解いただきたい。なお、見積もり徴収業者の公開は、県が製品を指定しているように受け取られるので考えていない。

(5) 随契時の完成図書について

随意契約の工事で、受注金額に対して通常工事並みの完成図書を提出したのですが、通常工事並みの完成図書を作成するには、それなりの経費、管理費、時間がかかるため、随契での内容での要求では過大ではないかと思ひ、今後のためにも意見要望をしたいと思ひます。

(協会) 随契(100万円未満の契約書を作成しない工事)の工事でも、また建築工事の下請けでも競争入札工事と同様な完成図書の提出を要請されている。

(県) 仕様書に記載がなければ提出は不要と考えられるが、監督職員と協議してもらいたい。なお、工事書類の簡素化は現在検討中である。

(6) 工期延期による配置技術者、仮設経費について

県立学校の新築電気設備工事で、近隣対応のため工期変更(1か月半程度延長)になりました。

これに伴い、配置技術者経費(給与、社会保険料他)、仮設経費(事務所他損料、事務機器リース代、仮設電気、水道他使用料他)の工期変更による増額を、変更契約していただきました。

しかし、この変更契約額で工期延長分の経費はまかなえることが難しいと思われまます。

今後の本工事・延長工期での、経費算出を見直し頂きますよう、何卒お願い致します。

(県) 共通費は公共工事積算基準に沿って算出しており、変更する予定はない。会計検査等においても支障を生じるためご理解頂きたい。

(7) 新築工事に於ける電気工事の発注時期について

建築新築工事発注の際、建築工事に対して電気設備工事の現状での施工が後の予定となっている場合が多いですが、建築工事と電気設備工事が同時発注又は近い時期に入札が行われる事例が多く見受けられます。

今問題になっている働き方改革、生産性向上の面からみても、配置技術者の制約の面からも、もう少し適正工期に配慮した発注にさせていただきますよう、お願い致します。

(県) 建物撤去等が施工する場合等特殊な場合を除き、同時発注を原則としている。

電気設備では、接地工事、スリーブ入れなど早い段階での工事もあるはず。電気工事を分離発注する以上は、同時発注とならざるを得ないことを了解頂きたい。

3 県からの議題

(1) 入札の不調について

(県) 不調案件が目立ってきている。設備工事の分離発注が困難にならないよう入札に参加して頂きたい。

(2) 分離発注基準の改正について

(県) 入札不調の減少と、小規模で諸経費が割高な工事の経費削減のため、分離発注基準を見直すこととしたい。

具体的には、直接工事費 300 万円未満（従来は請負対象額 300 万円）又は一括工事費の 1 / 20 未満の工事は分離発注しない。

この条件が合うのは、駐在所新築とか小規模改修で、年間数件あるかないかである。

(3) 総合評価方式の C P D 加点追加について

(県) H 3 1 年度より実施する予定で作業中。個人の C P D の取得状況は県でも把握可能だが、どこの会社に属しているかがわからないため、近々聞き取りを実施したいのでよろしくお願いする。

(4) 工事の簡素化について

(県) 書類の簡素化については、現在検討を進めているところだが、国等における電子納品等の状況はやってみてどうかをお聞きしたい。

(協会) 国交省は写真が少ない。写真を添付しすぎだと指導を受けることもある。受注者としては楽になる印象である。

下位の監督員から電子承認する形で行われている。